

## 第4回 多摩市公契約制度審査委員会 会議録

### 1 開催日時及び会場

平成23年10月6日（木） 午後3時から 302会議室

### 2 出席者（5名）

出席者 古川委員長、脇田副委員長、黒木委員、井上委員、志村委員  
(欠席：なし)

事務局 會田総務契約課長、鍋村契約係長

### 3 会議録署名委員

第4回会議録署名委員 黒木委員、志村委員

### 4 審議内容

#### ・案件1 「運用管理について」

資料説明 (古川委員長が説明を行った。)

各委員から提起され、概ね全員の了解が得られた事項について再確認。

- ・総論的事項（3点）
- ・工事に関すること（6点）
- ・委託、指定管理に関すること（5点）

委員長 運用管理に関し、条例素案にある最低賃金額という呼称は妥当なのか？

制度の目的、最低賃金法の定める最低賃金等を考慮し、「作業報酬下限額」、「労務報酬下限額」、「報酬下限額」という呼称では？

委員 労務報酬下限額がよいのでは。

委員 労務報酬下限額ではなく、最低賃金法による最低賃金を支払った場合は？

委員長 公契約でその条件で契約をしたので、民事契約上守らなければならない。差額を支払うことになる。

委員長 工事について、熟練、未熟練という表記は使わない方が？

「使用者から公共工事設計労務単価の〇%以上の賃金の支給を受ける者」と「それ以外の者」に区別し、「それ以外の者」の比率に上限を設けては？

具体的には、51職種をAとBに分け、Aを「使用者から公共工事設計労務単価の〇%以上の賃金の支給を受ける者」とし、

Bを「それ以外の者」とし労務報酬下限額は委託の下限額と同じとし、Bの対象者比率は〇%に満たない範囲で受注者が決定できることとする方法は？

未熟練、高齢者を使える自由を残しておいた方がよいのでは？

委員 公共工事設計労務単価の100%とすると範囲が狭まること及び工事請負契約に係る低入札価格基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル等の基準を考慮し、95%を要望したい。

委員 条例素案作成時に未熟練については、どのような観点から設定をしたのか？

事務局 野田市は、熟練者を専らという表現で規定をしているが、実態とあわないので、わけるべきと考えた。

委員長 委託の労務報酬下限額について条例素案第6条第4項には、生活保護基準との関係についての文言はなく、標準的な賃金としている。

標準的な賃金がイコール生活保護基準と解釈されかねない。

条例素案に「ただし、当面の間、生活保護基準を下回らない額とする。」と追記しては？

委員 条例中に「ただし、当面の間・・・」と記載するのは好ましくない。生活保護基準等を規定するような条例ではないので、連想させるような文言は避けたい。

委員長 「ただし、当面の間・・・」という表現はスタート時点の考え方であって、定着すれば修正はあるのではないかと考える。

一つの案として意見があれば次回までに出していただきたい。

委員長 最初から、職種毎に労務報酬下限額を設けたいのか？

委員 何を基準として労務報酬下限額が定められているかと問われたときに東京都職員給料表であるとしたい。必然的に職種毎に設けることになる。

委員長 条例ができた後に職種毎にすることも運用上可能である。

最初から複雑にしないで、運用状況を見ながら段階的に変更することにする方向ではいかがか？

委員 最初から細部まで定めることにより動きが取れなくなる。

委員 条例には盛りこまないが、その思いをどう表現するか？意見書の中に表記することはできないか？

委員長 意見具申はできるので、将来的なことまで踏み込まず、運用状況により順次整理する形が良いのではないかと考える。

委員長 60歳以上の取扱については、当面除外することいかがか？

委員 平成24年4月の施行であるならば65歳としていただきたい。

委員長 条例素案には年齢制限は規定されていないので、運用上年金受給年齢が下がるにつれて更新すること等柔軟に対応できる。

- 委員長 条例素案中に指定管理について条文化する。  
指定管理は行政処分であることから、条例の下限額を下回らないよう措置することを義務付けたいと考える
- 委員長 貸金台帳で経営者にどこまで情報を開示させるのか？  
作業報酬に算定する額、作業報酬の額を記入させる必要があるのか？  
川崎市と同様にするのであれば、発注額の積算資料その他に流用することを禁じることを新たに規定する必要があり、台帳作成提出について労働者の同意も必要である。  
もう一つの案としては、作業報酬に算定する額、作業報酬の額を受注者が自己責任で計算し、下限額以上の支払いを行ったことを確認した上で、その旨を報告する。  
計算方法を決めエクセル表の提出をすることにより、労働者名、労働時間は掌握できる。
- 委員 労働時間以外に貸金まで提出させることは、個人情報であるので難しい。
- 委員長 労働者の同意が得られないと労働者名は公開できない。余分な情報を入力することで、透明度が下がることになる。
- 委員 貸金支払の履行確認できることが重要である。
- 委員長 継続雇用条例素案第8条に「優先的に」の文言を追加すると勤務成績が不良等も優先的に雇用することにならないか？  
「特段の事情がない限り」とすればどうか。
- 委員長 市と受注者が対等な契約関係にあり、契約当事者の合意を基礎に公契約を規律する条文にしてはどうか？  
また条例素案第12条の2、第13条及び第14条に市長が下請業者に対し直接方向を求める権限等が規定されており、公権力的な規制を行うのはどうか？  
第6条から第11条に「市長は・・・定めるものとする」と規定されているが、平等対等な関係を前提とした表現ではないのでは？  
第12条では、公契約上の合意を求めずに規定している。
- 委員 下請業者に対し適用がなされているかどうかの担保が取れなくなるが？
- 委員長 受注者が下請業者との契約の中で下請業者に協力を求めることができる条項を入れなければならない。
- 委員 公契約の労務報酬下限額が支払われていなかった場合のどのような手続きとなるのか？
- 委員長 受注者に対し協力を求め、受注者の了解を得て下請業者の調査を行うことになる。
- 委員 了解が得られない場合は？

委員長 受注者が連帯して責任を取ることになる。  
次回までに意見を取りまとめたい。  
本日の提案について意見がある場合には、10月11日までに  
提出していただきたい。